○財務省告示第二十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

第一号中「、ヨ」を「、ワ」に改め、同号ヌ中「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成十九年二月外務省告示第九十三号）」を「イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第二十一号）」に改め、同号中ル及びヲを削り、ワをルとし、同号カ中「ヨ」を「ワ」に改め、同号中カをヲとし、ヨからネまでをワからソまでとする。

第二号中「、カ」を「、ヲ」に改め、ヌ及びルを削り、ヲをヌとし、ワをルとし、カからツまでをヲからレまでとする。

第三号中チ及びリを削り、ヌをチとし、ルをリとし、ヲからタまでをヌからカまでとする。

第五号中「核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件（平成二十二年八月外務省告示第三百六十一号）」を「国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十九号）」に改める。

○財務省告示第二十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

○経済産業省告示第九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

第一号トを次のように改める。

ト　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）

第一号中チ及びリを削り、ヌをチとし、ルをリとし、ヲからタまでをヌからカまでとする。

第三号を次のように改める。

三　居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であって、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となるイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金移転の対象となる活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

○経済産業省告示第十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百七十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

第二号中「及びイランを原産地又は船積地域とする輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物の輸入」を削る。

附　則

平成二十二年経済産業省告示第百九十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

附則中「及び」を「以外の」に改める。

○経済産業省告示第十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

第二号トを次のように改める。

ト　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十号）で定めるものをいう。）

第二号中チ及びリを削り、ヌをチとし、ルをリとし、ヲからタまでをヌからカまでとする。

○経済産業省告示第十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則中「第四号」を「第三号」に改める。

○経済産業省告示第十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

二の表の備1のヘからヤの項を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）